

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第十九号

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号3(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年八月一日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 脇田 和美

令和七年八月四日から令和七年八月三十一日まで